

提出書類一覧（小規模・事業所内保育事業卒園児用）

書類名	注意事項
① 保育園等変更(転園)申込書 【全員】	◇4月から他の保育園に転園を希望される方は提出してください。なお、希望する施設は複数可能です。
② 在園児童家庭状況確認票 【全員】	◇記入例をご覧ください、ご記入ください。
③ 保護者緊急連絡票 【全員】	◇記入例をご覧ください、漏れがないようにご記入ください。 ◇祖父母と同居されている場合は、必ず連絡先を記載してください。
④ 在園児（更新）確認票 【全員】	◇表面・裏面全ての内容をご確認ください。全項目にチェックを記入し、署名をしてください。
⑤ 就労証明書（父・母ともに） 【該当する場合】 ※裏面参照	◇雇用主が就労状況を証明する就労証明書 就労要件：月13日以上かつ1日4時間以上 ※出産・育児休業要件の方も提出が必要です。
⑥ 診断書、手帳の写し 【該当する場合】 ※裏面参照	◇医師により病状、期間、保育ができない理由等が記載された診断書等または障害者手帳等の写し 保護者本人の疾病や、病人の看護等の要件で入園している方は提出してください。
⑦ 母子手帳の写し 【該当する場合】	◇出産予定日がわかるページの写し（余白等に在園児の名前を必ず記入してください。） 妊娠・出産要件の方、また今後第2子等の出産予定がある方も提出してください。
⑧ 離婚前提別居申立書 【該当する場合】	◇就労証明書などの保育要件書類については、別居中でも原則提出が必要になりますが、離婚前提による別居中の場合で要件書類が提出できない（もらえない）場合に限り申立書の提出が可能です。 様式については、こども保育課までお問い合わせください。
⑨ 変更届（様式第3号） 【該当する場合】	◇就労内容や住所、世帯などの状況に変更が生じた場合（離婚・再婚・祖父母と別居等）は、左記の変更届に必要な書類を添付し、支給認定証（原本）と一緒に提出してください。
⑩ その他	◇就学している場合には、在学証明書、カリキュラム等の書類を提出してください。

※65歳未満の同居の祖父母がいる場合、祖父母の要件書類は原則必要ありませんが、ご提出いただかないと利用調整時、減点の対象となりますのでご注意ください。

※⑦については、初めて母子手帳の写しを提出する場合は、⑨の変更届もセットで必要になります。

【裏面もご確認ください】

【⑤就労証明書について（補足）】

Q1 兄弟姉妹で在園している場合は就労証明書をそれぞれ用意しなければならないのでしょうか？

A1 就労証明書については1部ご用意していただき、兄弟姉妹分としてはコピーをご提出いただければ問題ございません。

～就労証明書（参考）～

就労証明書

宛

証明日が9月1日以降のものが必要です⇒

証明日 西暦 2024年●月▲日

事業所名

代表者名

Q2 兄弟姉妹が幼稚園、認定こども園の幼稚園部分に在園しており、施設等利用給付認定の現況確認でも提出が必要ですが、それぞれ就労証明書等要件書類を提出しなければならないのでしょうか？

A2 A1同様兄弟姉妹については、それぞれ要件書類を提出する必要があるがございます。その場合はお手数ですが、1部ご用意していただいた上でコピーをとっていただき、それぞれでご提出ください。

Q3 先日、勤務先が変更した際に就労証明書を提出したばかりですが・・・

A3 今回の更新書類は来年度の継続に向けた、書類となります。お手数をおかけしますが、再度就労証明書のご提出が必要となりますので、ご協力をお願い申し上げます。
提出する就労証明書は、証明日が9月1日以降のものが必要になります。
※直近でご提出頂いたものが9月1日以降に作成された場合はご相談ください。

Q4 同居している祖父母が就労している場合、就労証明書は必要ですか？

A4 65歳未満の祖父母と同居している場合、祖父母の要件書類の提出がないと減点の対象となりますのでご提出ください。

【⑥診断書について（補足）】

Q5 先日、診断書を提出したばかりですが・・・

A5 今回の更新書類は来年度の継続のための必要書類となります。お手数をおかけしますが、再度診断書のご提出が必要となりますので、ご協力をお願い申し上げます。